

第 6 次下田市行財政改革大綱

平成 28 年 3 月

下田市

第6次下田市行財政改革大綱の策定にあたって

これまで本市は社会情勢の変化に対応しつつ、昭和61年度から継続的に行財政改革に取り組み、一定の効果を上げてまいりました。

近年、超少子・高齢社会に突入したことで、社会的、経済的な様々な課題に対応しなければなりません。人口減少により地方交付税や税収が減少することが予想される中、より一層の機動的な行政組織への再編や事業の効率化や、昭和40～50年代にかけて建設され、大規模修繕が求められている公共施設の在り方、多様化する市民ニーズの対応等、様々な問題に取り組み、解決する必要があります。

地方自治体にとって行財政改革は、将来世代の負担軽減のためにも、今まで以上に着実な成果が求められます。今回策定した第6次下田市行財政改革大綱を着実に実行し、持続可能な行政経営を推進してまいります。

平成28年3月

下田市長 楠山 俊介

目 次

1	行財政改革の必要性	
(1)	これまでの本市の行財政改革の取組	1
(2)	社会情勢の変化	2
(3)	本市の課題	2
(4)	財政運営の現状	2
(5)	継続的な行財政改革の必要性	2
2	第6次行財政改革の基本姿勢	
(1)	第4次下田市総合計画を推進する	3
(2)	第5次行財政改革の検証結果を踏まえる	3
(3)	本市を取り巻く環境の変化に対応する	3
3	第6次行財政改革の取組期間	3
4	第6次行財政改革で目指すもの	
(1)	第6次行財政改革の基本理念	4
(2)	第6次行財政改革推進の方針	4
5	第6次行財政改革の取組	
(1)	行政組織の効率化	6
(2)	事業の効率的な実施	6
(3)	公共施設の効率的な運営	6
(4)	市民サービスの充実と適正化	7
(5)	安定した財政基盤の確立	7
6	第6次行財政改革の進め方	
(1)	実施計画の策定	8
(2)	経営戦略会議の役割	8
(3)	進捗管理の方法	8
(4)	マネジメントサイクルの確立	8

1 行財政改革の必要性

(1) これまでの本市の行財政改革の取組

本市ではこれまでに、第1次行財政改革大綱（昭和61年2月）を策定して以来、社会情勢の変化、市民のニーズに対応できるよう継続的に行財政改革に取り組んできました。

【第1次行財政改革大綱 昭和61年2月策定】

①事務事業の見直し ②組織・機構の見直し ③給与の適正化 ④定員の適正化 ⑤民間委託、情報化等の事務改善の推進 ⑥会館等、公共施設の設置及び管理運営の合理化

【第2次行財政改革大綱 平成8年7月策定】

①事務事業の見直し ②組織機構の充実・強化 ③民間委託の推進 ④事務改善と情報化の推進 ⑤職員の活性化と公務効率の向上 ⑥職員定数及び給与の適正化

【第3次行財政改革大綱 平成14年2月策定】

期間：平成13年度～平成17年度

①簡素な行政システムの確立 ②健全な財政運営 ③情報化の推進等による行政サービスの向上 ④協働型市民参加の推進 ⑤定員管理及び給与の適正化 ⑥職員能力の開発等の推進

【下田市行政経営方針(第4次行財政改革大綱) 平成18年5月策定】

実施計画：下田市集中改革プラン 期間：平成17年度～平成22年4月1日

①事務事業の見直し(再編・整理・統合・見直し) ②民間委託等の推進 ③定員管理・組織機構の適正化 ④給与の適正化 ⑤下田市振興公社(地方公社)の経営健全化 ⑥公正確保・透明性向上 ⑦地域協働の推進 ⑧経費節減等財政効果 ⑨水道・下水道事業(地方公営企業)の経営健全化

【第5次行財政改革大綱 平成23年3月策定】

期間：平成23年度～平成27年度

①財政の健全度をより確かなものにする
(経費節減・給与の適正化)
②行政の信頼性・透明性の更なる向上に努める
(市民参画機会の拡大・人材育成・透明性の確保)
③計画的で効率的な行財政運営を行う
(定員管理、組織機構の適正化・施設運営の効率化・市民サービスメニューの見直し)

（２）社会情勢の変化

本市において、少子高齢化は長年の問題ではありましたが、さらに人口減少問題が鮮明になりました。人口減少に伴う税収の減少、高齢化による扶助費の増加が容易に予想されます。

また、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国は地方自治体に対し総合戦略の策定を努力義務として課し、地方創生を図り、人口減少問題をはじめとする様々な問題を乗り越える取組が求められています。

（３）本市の課題

扶助費増加が進む本市にとって、認定こども園、給食センターと大型建設事業が進められ、今後も市役所庁舎建設を予定しています。

また、本市が有する公共施設は昭和 40～50 年代にかけ建設されたものが多く、老朽化が進み、大規模修繕等が求められている状況です。平成 26 年 4 月に総務省から公共施設等総合管理計画策定を要請され、本市の公共施設等の在り方について方針を策定する必要があります。

（４）財政運営の現状

平成 26 年度普通会計決算における本市の財政状況は、主な財政指標で見ると、経常収支比率が 86.4%、実質公債費比率（３年平均）10.2%、将来負担比率 52.8%となっており、県内市町平均を上回っています。

また、財政力指数（３年平均）が 0.49 と地方交付税に依存している本市において、人口が減少している状況で地方交付税の減少が見込まれます。身の丈に合った財政運営を行う必要があります。

（５）継続的な行財政改革の必要性

社会情勢の変化、公共施設等の課題、財政運営等を鑑みると、今後も行財政改革を継続的に推進し、持続可能な行政経営のため着実な成果を求める必要があります。

2 第6次行財政改革の基本姿勢

(1) 第4次下田市総合計画を推進する

行財政改革の効果を第4次下田市総合計画のまちづくりの目標や基本計画の推進に結び付けます。また、第4次下田市総合計画基本計画にある行財政改革の基本目標 “行財政改革を推進し、持続可能なまちづくりを目指します” を実行します。

(2) 第5次行財政改革の検証結果を踏まえる

下田市経営戦略会議や各課で進捗管理を行ってきた第5次行財政改革の取組を検証し、継続的に行う取組みを精査します。

(3) 本市を取り巻く環境の変化に対応する

社会情勢の変化、公共施設等の課題、財政運営等、本市の課題に対応した行財政改革を策定します。

3 第6次行財政改革の取組期間

第6次行財政改革の取組期間は、平成28年度～平成32年度までの5年間とします。

また、第4次下田市総合計画の期間の最終年が平成32年度までであることから、第4次下田市総合計画と整合を図り、取組を進めます。

4 第6次行財政改革で目指すもの

(1) 第6次行財政改革の基本理念

第6次行財政改革の基本理念を次のように定めます。

「持続可能な行政経営の推進」

持続可能な行政経営を推進していくため、歳入に見合った歳出を基本とすることが必要です。歳入については、市税等現年収納率の向上、受益者負担の適正化、公有財産の有効活用等による財源の確保を積極的に進め、歳出については、最小の経費で最大の効果を目標に、職員一人ひとりのコスト意識をより一層高め、経費の節減や予算の厳正な執行に努めながら、取組の成果を重視し、質の高い行政経営を推進します。

(2) 第6次行財政改革推進の方針

次に示す5つの方針に基づき、第6次行財政改革を推進します。

①行政組織の効率化

様々な行政課題の解決に向け、的確かつ迅速に対応するため、行政組織の効率化が必要です。

また、行政サービスを提供する主体となる市職員自らが、行政課題に対し円滑に対応できるように、個人の能力を向上させる必要があります。

②事業の効率的な実施

現在、取り組んでいる事業を見直し、事業内容の変更等も視野に入れながら、より一層の効率化を図る必要があります。

また、県・市・町の垣根を越え、近隣自治体と広域的に事業に取り組み、市民サービスの質の向上と効率化を推進します。

③公共施設の効率的な運営

公共施設の設置目的や施設の利用状況等を総合的に判断し、公共施設としての必要性を再確認する必要があります。耐用年数を迎える、また大規模修繕が必要となる施設が存在し、老朽化という問題があります。総務省から公共施設等総合管理計画策定を要請されており、公共施設の在り方も含め、効率的に運営する必要があります。

④市民サービスの充実と適正化

市民のニーズが多様化・高度化していることに対応しつつ、限られた財源を考慮に入れながら、市民サービスの充実を図ります。

一方、市民サービスを提供するためには、施設の維持管理経費や人件費といっ

たコストが必ずかかります。提供する市民サービスにかかるコストを明らかにし、市民サービスの内容を踏まえ、行政が主体となるべきものなのか、またどの程度の負担を求めるべきか、受益者負担の在り方を検討する必要があります。

⑤安定した財政基盤の確立

人口減少に伴う地方交付税や税収の減少が見込まれる状況で、持続可能なまちづくりを維持するためには、安定的に自主財源を確保することが不可欠です。市税等の収納率の向上、公有財産の有効活用、受益者負担の適正化等による財源の確保は積極的に進める必要があります。

5 第6次行財政改革の取組

第5次行財政改革の取組状況を検証し、継続すべき項目を精査し、5つの方針の下、第6次行財政改革の取組を提示します。取組の詳細については実施計画に記載します。

(1) 行政組織の効率化

- ・行政評価システムの構築
- ・統一基準による新地方公会計制度の整備
- ・予算編成における財政計画の履行
- ・内部管理経費の見直し
- ・組織機構の見直し【重点事項】
- ・職員の意識改革・能力の向上【重点事項】
- ・地方公務員法の4つの基本原則に基づく給与の適正化
- ・旅費日当及び宿泊料の適正化
- ・人事評価制度の導入
- ・定員適正化計画に基づく定員管理
- ・公共下水道事業における地方公営企業法の一部適用
- ・備品管理システムの整備
- ・監査範囲の拡大と監査機能の充実

(2) 事業の効率的な実施

- ・市民協働の推進
- ・広域連携の推進【重点事項】
- ・消防団組織の編成見直し
- ・ごみの減量化と資源化の推進
- ・水道事業の包括業務委託の推進

(3) 公共施設の効率的な運営

- ・公共施設管理方針の策定【重点事項】
- ・集落排水施設の他施設との共同管理
- ・橋梁の長寿命化の推進
- ・市営住宅の長寿命化・耐震化の推進
- ・都市公園施設の長寿命化の推進
- ・老人憩の家の廃止
- ・ごみ処理施設の広域化
- ・新庁舎建設【重点事項】
- ・小中学校の再編整備【重点事項】
- ・公民館の統廃合【重点事項】

(4) 市民サービスの充実と適正化

- ・補助金支出の適正化【重点事項】
- ・施設使用料の適正化【重点事項】
- ・市民にわかりやすい情報発信
- ・消費生活センターの共同設置
- ・集落排水料金の適正化
- ・下水道料金の適正化
- ・水道料金の適正化
- ・予防接種事業の個別接種の推進
- ・放課後児童対策事業の推進

(5) 安定した財政基盤の確立

- ・ふるさと応援寄附の推進
- ・財産の有効活用
- ・財産貸付賃借料の滞納対策
- ・市税等現年収納率の向上【重点事項】
- ・課税対象家屋の特定調査、未評価家屋の一掃
- ・換価配当額増による累積滞納額の減少
- ・介護保険料の厳正な徴収
- ・保育料の厳正な徴収
- ・基金の有効活用

●重点事項

5つの方針の中で、計画期間内に特に力を注ぎ推進する事項を重点事項とし、着実に実行するため工程表を明示し進捗管理を行います。

第6次行財政改革では、以下の10の取組を重点事項とします。

- ・組織機構の見直し
- ・職員の意識改革・能力の向上
- ・広域連携の推進
- ・公共施設管理方針の策定
- ・新庁舎建設
- ・小中学校の再編整備
- ・公民館の統廃合
- ・補助金支出の適正化
- ・施設使用料の適正化
- ・市税等現年収納率の向上

6 第6次行財政改革の進め方

ここでは、第6次行財政改革の具体的な進め方や議論、進捗管理をどのように行っていくのかについて整理をします。

(1) 実施計画の策定

- ①第5次行財政改革の対象事業を土台に構成する。
- ②対象事業の現状や目指す改革の内容、工程表を明確化する。
- ③取組期間中の改革対象事業の追加、修正等が可能となるよう弾力的に運用する。

(2) 経営戦略会議の役割

- ①改革の重点事項に関する方針の決定や変更を行う。
- ②改革の重点事項に関する進捗管理を主体とする。
- ③年度ごとの改革全体の効果等のチェックを行う。
- ④必要に応じ、各対象事業の取組結果の報告を求める。

(3) 進捗管理の方法

- ①重点事項以外の対象事業は、各課で十分検討の上、年度方針を決定する。
- ②チェックシートを用い、実績値の測定と次年度の年度計画を作成する。

(4) マネジメントサイクルの確立

- ①評価結果や進捗管理の結果等から、実施計画の再編成を検討する。
- ②評価結果の検証を行い、事務事業の改善に結実させる。
- ③評価結果を決算審査や予算編成に活用する。